

犯罪被害者の支援の現状

ご参考

大岡 由佳

- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士
- ・ 武庫川女子大学文学部心理社会福祉学科 准教授
- ・ 認定NPO法人大阪被害者支援7dポリーセンター専門支援員
- ・ くらしまん（犯罪被害者等暮らし・支援検討会）主催

「くらしえん」とは、人々の暮らし（くらし）と支援（しえん）、人の縁（えにし）を重ね合わせた造語。人々の日常の暮らしが当たり前になる社会の実現を目指し専門職有志によって立ち上げられた。

【スライド1】

犯罪被害者等の数

刑法犯総数（警察庁） **817,338** 件（H30） ▼
 （凶悪犯の強制性交等の件数のみ増加△）

交通事故発生件数（警察庁） 430,601 件（H30） ▼

児童虐待通告児童数（警察庁） 80,252件（H30）△

DV相談件数（警察庁） 77,482件（H30）△

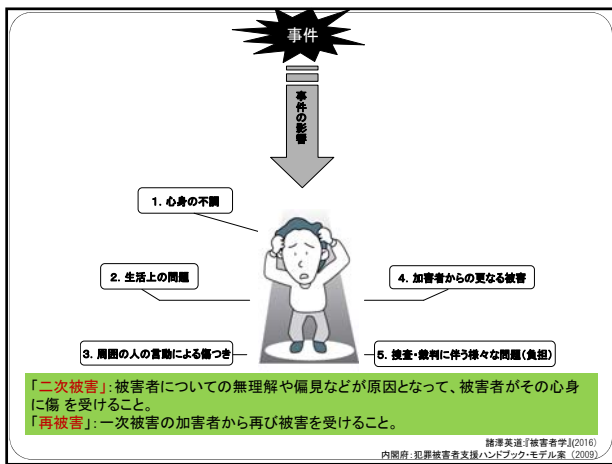
- **犯罪被害者“等”とは、被害者及びその家族又は遺族を指す**
認知件数の何倍もの対象者が存在することになる。
- **犯罪の認知件数と実際は異なる**

事実1 警察への通報率：交通事故（91.1%）、殺人・傷害（48.8%）、児童虐待（5.0%）、DV（9.6%）、性的な被害（20.1%）（※1）

事案2 「犯罪と認知されていない犯罪」も多数ある（いじめ、ハラスメント、ヘイトクライム等）（※2）

(英2) Are You Okay? – A Practical Guide to Helping young Victims of Crime. Pete Wallis (2016) Jessica Kingsley Publishers

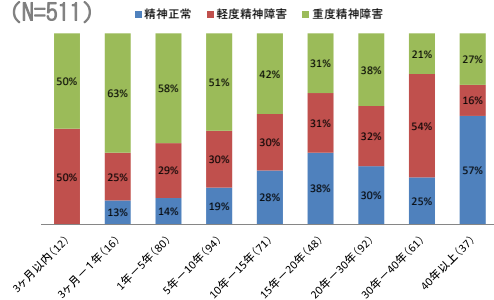
【スライド2】



【スライド3】

被害者調査の結果から見てきた実態

精神的問題：K6（メンタルヘルス状態）の結果
(N=511)



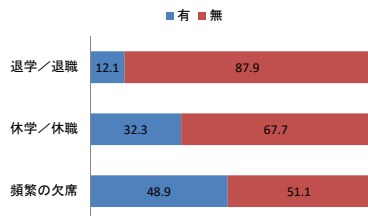
事件事故から3ヶ月以降は、時間が経つにつれて、精神正常の割合が増えていく。(χ²検定,p=0.000)

詳細:大岡他「犯罪被害者等の実態から見えてくる暮らしの支援の必要性」『厚生指標』第63巻第11号、2016年9月

【スライド4】

事件後の社会生活の状況

事件後の社会生活(%)



事件事故後に、頻繁の欠席となった者は半数に上り、休学／休職となった者も3割、退学／退職の結果となった者は1割存在した。

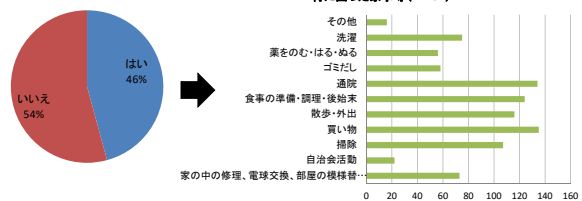
詳細：大岡他「犯罪被害者等の実態から見えてくる暮らしの支援の必要性」『厚生労働省「厚生労働省」第63巻第11号、2016年11月1日発行』

詳細:大同他「犯罪被害者等の実態から見てくる暮らしの支援の必要性」「厚生指標」第63巻第11号、2016年9月

【スライド5】

事件後の生活継続困難

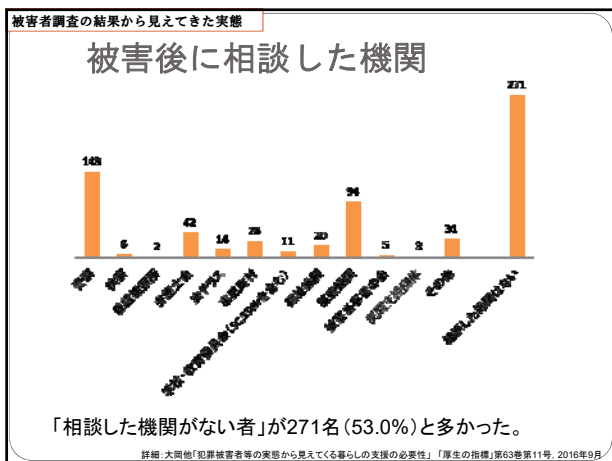
家事に困ったか？(N=511)



通院、買い物といった家事等で困っていた。

詳細：大岡他「犯罪被害者等の実態から見てくる暮らしの支援の必要性」『厚生指標』第63巻第11号、2016年9月。

【スライド6】



【スライド7】

被害者調査の結果から見てきた実態

被害者支援について感じていること

情報提供の必要性に絡むご意見:

- 相談窓口を明確に告知してほしい
- 被害者の方がどのように保護してもらえるのかが、一般では知らないで、万一の時にすぐに支援を要請できない
- 支援の制度にどのようなものがあるのかわからない。どこでどのように聞いたらいいのかわからない

など

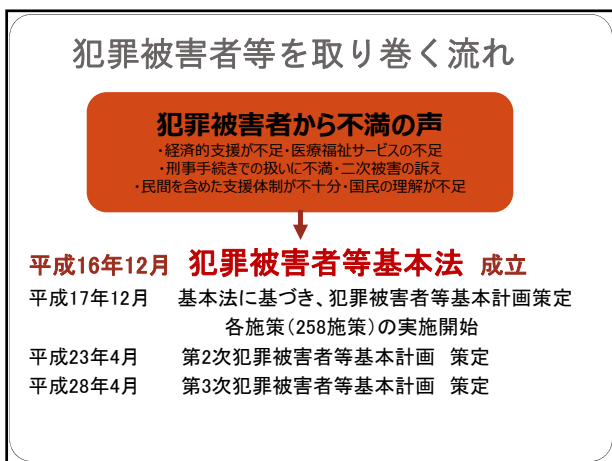
被害者中心の対応にない社会へのご意見:

- 加害者よりも被害者のほうが多大な負担を強いられる我が国の現状を打破し、事件・事故以前と同じような生活が出来るような国家的支援が欲しい
- 加害者が守られ、被害者がこまる、今の社会はおかしいと思います
- どうしても加害者の保護が中心になり、被害者への配慮がないような気がします。逆転している立場を何とかしてほしいと思います

など

詳細: 大岡他「犯罪被害者等の実態から見てくる暮らしの支援の必要性」『厚生労働省』第63巻第11号、2016年9月

【スライド8】



【スライド9】

- ### 犯罪被害者等基本法の概要
- ・相談及び情報の提供等 (第11条)
 - ・損害賠償の請求についての援助等 (第12条)
 - ・給付金の支給に係る制度の充実等 (第13条)
 - ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第14条)
 - ・安全の確保 (第15条)
 - ・居住及び雇用の安定 (第16~17条)
 - ・刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 (第18条)
 - ・保護、捜査、公判等の過程における配慮等 (第19条)
 - ・国民の理解の増進 (第20条)
 - ・調査研究の推進等 (第21条)
 - ・民間の団体に対する援助 (第22条)
 - ・意見の反映及び透明性の確保 (第23条)

【スライド10】

- ### 第3次基本計画策定時の主な論点
- ◆被害が潜在化しやすい被害者への支援
→相談しやすい環境の整備 など
 - ◆民間団体の活動促進
→行政機関等との連携・協力のための体制整備 など
 - ◆地方公共団体における支援の充実促進
→総合的対応窓口の機能強化 など
 - ◆犯罪被害者等の安全・安心の確保
→再被害の防止 など
 - ◆加害者の損害賠償責任の実現方策
→民事上の責任の追及 など

【スライド11】

- ### 犯罪被害者等に対する地方公共団体における総合的対応窓口の施策的位置づけ
- 「支援等のための体制整備への取組」に関して、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の整備が促進されてきた。
- 第1次基本計画 全ての都道府県に犯罪被害者等のための総合的対応窓口を整備
 - 第2次基本計画 市区町村においても窓口の設置が促進され、市区町村に総合的対応窓口が整備
 - 第3次基本計画 更なる体制整備の取り組みが求められている。
・総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進
・総合的対応窓口等の充実の促進
・地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化
・地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進 など

【スライド12】

直近の行政の支援状況

犯罪被害者等に対する地方公共団体における施策の状況（H31年4月1日現在、警察庁）

- 犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況は、**全国で100%**が設置済み（1721箇所）
- 条例の制定状況は、**29.1%**（501箇所／1721箇所）。
- 計画等の策定状況は、**5.7%**（98箇所／1721箇所）。
- 見舞金の導入済みは、**14.2%**（244箇所）。
- 貸付金制度導入済みは、**0.6%**（11箇所）。

平成30年版犯罪被害者白書

【スライド13】

地方公共団体調査の結果から見てきた実態

地方公共団体犯罪被害者等総合対応窓口の実態（結果概要）

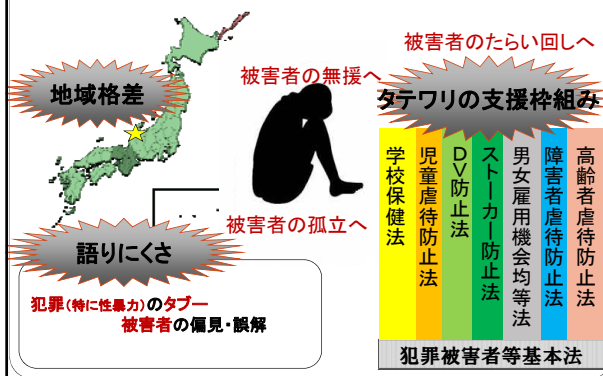
回収：計364件／1788（回収率：20.3%）

- 89.4%が兼務で担当。担当歴は1年未満、1-2年未満が最多。
- 担当の職員数は、1人ないし2人が大多数
- 対人援助職の資格等を有する担当職員は約1割
- 警察との連携はまだ取れているが、司法、医療、当事者団体との連携は弱い。
- 過去1年間、相談があった窓口は約2割**

詳細は次のHPまで：地方公共団体における犯罪被害者支援総合的対応窓口調査報告書
くらしえん <http://kurashien.net/>

【スライド14】

被害者支援を阻むもの



【スライド15】

ワンストップ支援の必要性

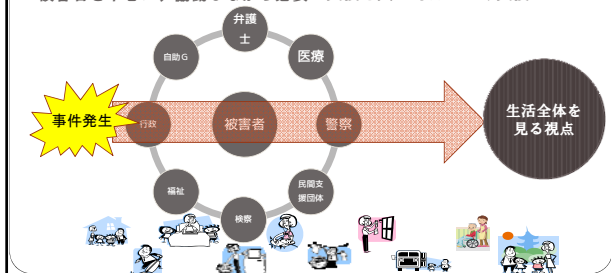


【スライド16】

途切れない支援のために

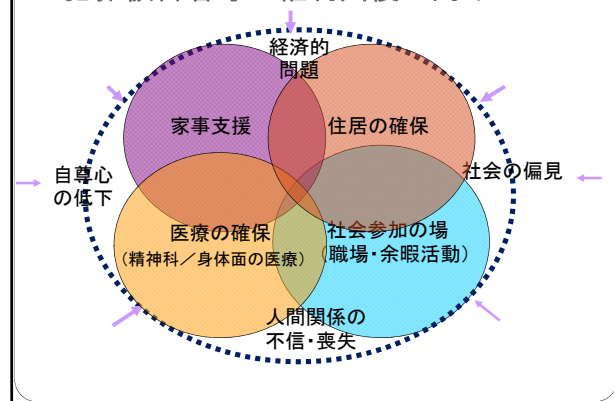
途切れない支援

被害直後から関係する機関が、緩やかにつながり、被害者を中心に、協働しながら必要な支援を共に考えていく支援



【スライド17】

犯罪被害者等の権利回復に向けて



【スライド18】

ご清聴ありがとうございました。

ご参考：「犯罪被害者等相談支援マニュアル
はじめて担当になったあなたへく行政職員編（第一版）」
冊子は下記のweb上からダウンロードできます。
HP: <http://kurashien.net/>



【スライド19】



【スライド1】

I 富山県の被害者支援について

犯罪被害者等支援条例（平成29年4月1日施行）

（目的）

犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【スライド2】

富山県の被害者支援

- 富山県犯罪被害者等支援条例
各種相談機関など48の機関・団体が参加
 - ①協議会（代表者による会議）
 - ②実務者会議（実務担当者による会議）
 - ③検討会議
- 性暴力被害者支援4者協定締結
 - ①富山県
 - ②富山県警
 - ③富山県医師会
 - ④富山県弁護士会

【スライド3】

性暴力被害 ワンストップ支援センターとやま

（略称：ワンストップとやま）

○目的

性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化を防止する。

【スライド4】

II 性暴力について

【暴力とは】
相手を「力」で「支配」すること
自分の思い通りに相手を
コントロール（支配）すること

◆身体的暴力◆精神的暴力◆経済的暴力◆性的暴力◆社会的暴力

夫婦や恋人の間でおきると「DV」「デートDV」
親と子の間でおきると「虐待」
友だち同士の間でおきると「いじめ」
職場の間でおきると「パワハラ」
国と国の間でおきると「戦争」

【スライド5】

性暴力とは・・・

身体の尊厳と性的自己決定を侵害するもの
国連「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」より

相手がだれでも
どんな状況でも
あなたがイヤと感じた性的行為は
すべて性暴力です。

「ワンストップとやま」リーフレットより

【スライド6】

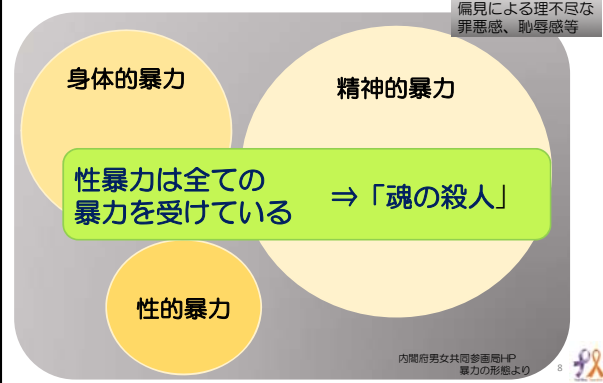
Ⅲ 被害者の現状

- ・加害者は顔見知りが多い（「全く知らない人」は約1割）
 - ・女性の約13人に1人は無理やりに性交等された経験がある
 - ・加害者の性別は、異性89.0% 同性3.7%
- 男女間における暴力に関する調査報告書（平成30年4月）より
- ・加害者は「警察に届け出しないだろう」「おとなしそうに見える」等を被害者の選定理由にしている
- 内山海子「性犯罪の実態 性犯罪実態調査をもとにして」警察学論集53巻より

一般的には信じられている間違った思い込み（強姦神話）が社会に蔓延している

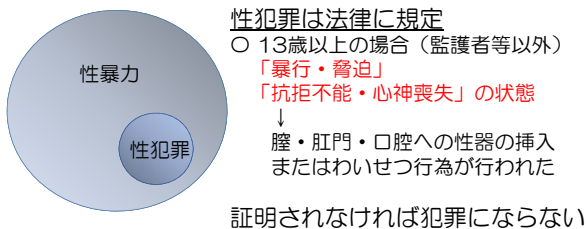
【スライド7】

幾重にも重なる暴力



【スライド8】

性犯罪 ≠ 性暴力



【スライド9】

セクシュアル・コンセンスト 性的同意

性にまつわることについて
あいまいにせず、相手の意思を互いに確認すること

ウィングス京都GENDER HANDBOOKより

【性的不同意を性犯罪としている国々】



国際人権NGOのヒューマンライツ・ナウより

【スライド10】

Ⅲ 性暴力被害ワンストップ 支援センターとやまについて

対象

性暴力・性犯罪の被害者及びその家族等

支援内容

電話相談（24時間365日）
面接相談
同行支援
支援のコーディネート
医療費公費負担制度

【スライド11】

ワンストップとやま 相談受付状況

（平成30年4月～平成31年3月）

対応総数

515件（延べ件数）

- ①電話相談 444件
- ②面接相談 50件
- ③同行支援 21件
医療機関、警察、学校
労働局雇用環境・均等室

【スライド12】

ワンストップとやま 相談内容

(平成30年4月～平成31年3月)

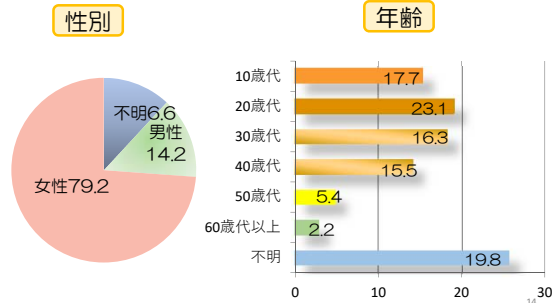
内容	件数	比率
性虐待	104	20.2
強制性交等	100	19.4
セクハラ	71	13.8
強制わいせつ	65	12.6
内容不明	51	9.9
DV/デートDV	21	4.1
無言電話	12	2.3
性相談	3	0.6

13

【スライド13】

ワンストップとやま 相談受付状況

(平成30年4月～平成31年3月)



【スライド14】

ワンストップとやま 相談受付状況

(平成30年4月～平成31年3月)

加害者との関係

知っている人	61.6%
知らない人	12.8%
SNSで知り合った人	4.9%

被害から相談までの時間

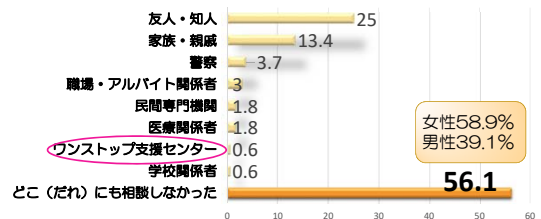
6ヶ月以上	45.8%
72時間～6ヶ月以内	27.1%
72時間以内	7.4%

15

【スライド15】

相談先

無理やり性交された被害の相談先
(複数回答)

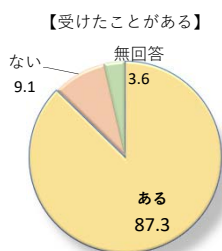


男女間における暴力に関する調査報告書 (平成30年4月) より

16

【スライド16】

相談した相手に傷つけられた 二次被害



平成18年 被害者支援調査研究事業
社団法人被害者支援都民センター

【誰から受けたか(複数回答)】

受けた相手	人(%)
近所の人から	56(58.3)
警察から	49(51.0)
弁護士から	39(40.6)
親戚から	38(39.6)
検察庁から	33(34.4)
職場から	29(30.2)
裁判所から	26(27.1)
マスコミから	25(26.0)
病院から	22(22.9)
役所から	17(17.7)
支援センターから	12(12.5)
被害者団体から	11(11.5)
その他	31(32.3)
無回答	1(1.0)

17

【スライド17】

被害者を傷つける言葉

- なぜ一緒に行ったの
- あなたにもスキがあったんでしょ
- 嫌だったらなぜ逃げなかったの
- なぜもっと早く相談しなかったの
- 早く忘れなさい
- 生きてただけよかったよ

18

【スライド18】

性暴力かも・・・

ひとりで悩まず
ご相談ください

24時間365日
なやみなく
☎ 076-471-7879



【スライド19】